

## 『まちの図書館の誕生と図書館の未来』

京都橘大学 嶋田 学

### I. 瀬戸内市での図書館づくり

◎新瀬戸内市立図書館整備基本計画 メインコンセプト 「もちより・みつけ・わけあう広場」

→ もみわ広場

◎政策づくりのながれ

・行政で「新瀬戸内市立図書館整備基本構想」を立案

→ 副市長を統括に部署横断のプロジェクトチームを編成

・住民ワークショップで、「基本構想」をたたき台として、基本理念の確認と運営指針への意見聴取を行いつつ「基本計画」を具体化するための「図書館の活かし方」を出し合う。

→ 住民への「問い」は、「図書館で〇〇を実現する」

「図書館で〇〇がしたい」

◎住民にとっての「アウトカム」を質した。

→ 「どんな図書館サービスがあるといいですか」という「問い」では、住民の中にある暮らしや仕事、人生全般にある、個々人の多様なニーズをくみ取れない。

◎個性ある住民それぞれがもつ「ウェルビーイング」を実現してほしい。

→ そのために、図書館をどうつくり、いかに生かすか…

人が幸福で心身ともに健康な状態にあり、かつ社会的にも満たされている状態

・もちより

市民がそれぞれの「暮らし」や「仕事」「学び」や「楽しみ」「生きがい」などの「必要」を持ち寄り

・みつけ

その「必要」に応えた図書館の資料・情報・事業を別の市民が「これは私の必要」と見つけ

・わけあう

市民がこうした機会を互いに分け合う「広場」

◎7つの指針

・市民が夢を語り、可能性を拓ける広場

・コミュニティづくりに役立つ広場

・子どもの成長を支え、子育てを応援する広場

・高齢者の輝きを大事にする広場

・文化・芸術との出会いを生む広場

・すべての住民の居場所としての広場

・瀬戸内市の魅力を発見し、発信する広場

◎大切にしたいこと

・どうなるのか「分からない」を大切に（非予定調和感）

・内容よりも、方法≡合意形成や意思決定のプロセスを重視

・瀬戸内市の歴史、文化の積み重ねとしての図書館的日常

- ・住民との意見交換では、「妥協」と「固執」を熟考する
- ・図書館員が、あらゆる経験には意味があることを認識する

#### ◎生み出したかったこと

- ・行政の「こうしよう」ではなく、住民の「こうしたい」を生み出す
- ・住民が「自分のこと」と感じながら、前のめりになってもらう(当事者意識≡住民自治の芽)
- ・何かあれば「図書館に聞いてみよう」という信頼感
- ・「そこに居たい」という心地よさと安心感
- ・ここは「わたしの場所」という所有感と帰属感

## 2. 図書館の社会的使命と市民の期待

- ①市民の「知る自由」「学習する権利」が保障される  
憲法 基本的人権尊重主義
- ②市民の教育や文化に関する活動ができる  
図書館法 第1条 目的
- ③市民が自治にかかわり主権者として参画できる  
図書館法 第3条 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- ④市民が同時代的な課題と感じることを考え、その解決に主体的に関われる  
ユネスコ公共図書館宣言 2022
- ⑤市民がコミュニティの課題について考え、その解決に主体的に関われる  
ユネスコ公共図書館宣言 2022
- ⑥市民が「自分の居たい場所」と感じられる「場」を市民が主体的に考え、意見を出し合い、創り合える  
ユネスコ公共図書館宣言 2022
- ⑦子どもも一人の市民としてその権利が保障される  
子どもの権利条約
- ⑧大人こそが学べ、自ら主体形成のための教養と知識を涵養できる  
成人教育としての社会教育

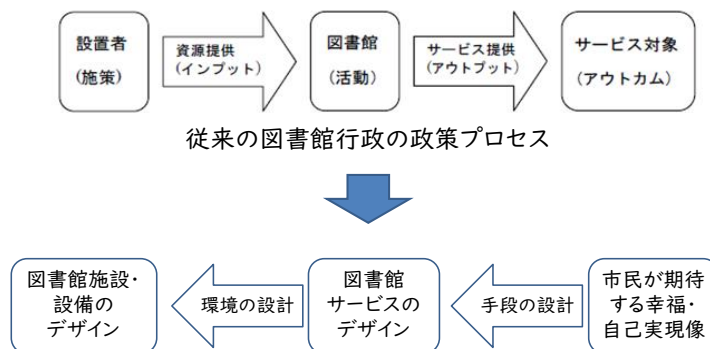
## 3. 市民との協働がなぜ必要なのか

- ①そもそも地方自治は「住民自治」の理念を内包している
- ②代表制民主主義だけでは、多様化複雑化する自治体課題を解決することが困難な時代に直面している
- ③協働は市民の当事者意識を醸成し「住民自治」の理念を体現することにつながる
- ④自治体の政策形成能力が停滞している
- ⑤自治に参画すること自体が市民の学習行為として重要

## 4. 協働による図書館づくりとは

- ①図書館の便益を受けるのは市民 → 市民がイメージする幸福・自己実現からはじめる

- ②市民が得たいアウトカム（サービス成果）から、サービスをデザインする
- ③実現させたいサービスを実装するために必要な備品、設備、施設（建築デザイン）、政策ネットワークのあり方を、行政・図書館の専門家である司書（自治体職員）が他の専門領域の行政職員とともに市民から引き出す
- ④市民が具体的なアイデアを生成できない時、司書は経験と学習から得た知識を総動員してサポート



5. 「これから図書館」がめざすもの

1) メディア情報リテラシーとデジタルシティズンシップの醸成

「デジタルシティズンシップ」とは？

デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力がデジタルシティズンシップ。それを学ぶのがデジタルシティズンシップ教育。

→ ネット社会の弊害から、子どもたちを守るための「情報モラル教育」の限界から、積極的なデジタル世界の教育を通して、ネットの危険を回避しつつ、その利便性を身に付け主体的な行動が出来るように育む営みである。

GIGAスクール構想によりデジタルデバイスとデジタル情報への距離が一段と縮まることに…。

→ しかし、学校、自治体により、その活用には格差が…

（活用時間の差異、デバイスの持ち帰りの可否など）

※子どもたちがデジタル情報源に接することは不可避。

→ 情報モラル教育は、その危険性を強調。デジタルシティズンシップ教育は、主体的にデジタル情報を使いこなせる能力を育もうとする。（欧米では主流）

2) 主権者教育・支援の実践（行政・議会・主権者への情報提供）

2015年の公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、総務省と文科省は主権者教育を講じた。その目的は、選挙権を持つことになる高校生にいわゆる主権者としての「政治的教養」を育むことが目的である。

→ しかし、このことは、現在成人となっている一般社会人にとっても、必要なことと言える。

1969年に文部省は「高等学校における政治的教養と政治活動について」という通知（昭和44年通知）を出し、高校生の政治活動を制限・禁止し、授業で政治的事象の取扱いに慎重であることを求めた。高校での政治・主権者教育は、強く抑制された。

→ 現在の「大人」は主権者教育をほぼ受けていない。「政治的教養」の不在

＊トランプ現象とフェイクニュース

→ 主権者支援とデジタルリテラシー支援は不可分

6. コモンとケアをベースとした図書館

◎図書館というコモンを「ケア」を基調に高めていく

→ ミニユシパリズム(地域主権主義、自治体主義)

＊間接民主主義だけを政治の場とするのではなく、市民の直接的な政治参加を促し、地域に根付いた塾議の中で「自治」を育むこと。

→ 杉並区長、岸本聡子氏が提唱、実践している。

財界と政治は共通する利害でつながっており、傍観していると、私たちのにとって重要なコモン(共通財産)が、ビジネスの対象となり、自由の名のもとに金融(貨幣)による統治を許してしまうことになる、というのが現実の世界で起こっていること。コモンの破壊が起こっている。

「ケア」とは「配慮すること」「関心をむけること」「ケアを共にすること」

＊ケアの大切さ、これがコモンであることがコロナ禍によって示された。

→ エッセンシャルワーカーの仕事。

医療、保健、介護、保育、教育、衛生、食料、流通を提供する仕事。

→ ライフ・メイキングシステム(命を育む仕組み)

◎図書館という場で「コモン」について学ぶこと

・私たちの身の回りの「コモン」としての「ケア」を実践している公務員、専門職の人々、そうした活動や人々を応援している市民とのつながりを持ち、足元からの自治のためのネットワークをつくれませんか。医療、保健、介護、保育、教育、衛生、食料、流通を提供する仕事。

→ ライフ・メイキングシステム(命を育む仕組み)

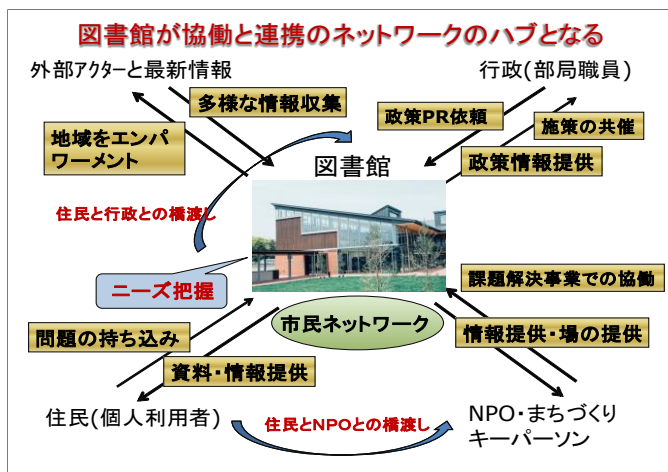
行政や議会の動きにも注視しながら、首長や議会が無視できないムーブメントに…

◎「政策は、商品だ!」(ある首長の言葉)

市民は、行政施策の「消費者」か?

ますます、進む「消費者志向」ますます、萎む「当事者意識」

大切なもの・こと=コモンを活かし、守るのは「自治」「ミニユシパリズム」による重層的な民主主義、地方自治を実現させていけないでしょうか。



瀬戸内市  
「としまかん未来プラン」

URL



◎ご質問等は、こちらのメールアドレスまで  
shima0705@yahoo.co.jp